

紫波町立学校の教職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

平成8年3月

紫波町教育委員会

目 次

1	計画の趣旨・現状	1
2	目標	3
3	計画の期間	3
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	4
5	今後のフォローアップ	7

1 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

本町は、令和2年3月に「紫波町教職員働き方改革プラン」、令和5年3月に「第2期紫波町教職員働き方改革プラン」を策定し、学校における働き方改革に向けた取組を進めてきました。

国においては、令和6年度の中央教育審議会『『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）』を踏まえ、令和7年6月に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」という。）等の改正が行われ、教育委員会に対して「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定・公表、総合教育会議への報告等が義務づけられました。

これを受け、本町では、これまでの働き方改革プランの趣旨を踏襲しつつ、次期紫波町教職員働き方改革プランとして、「紫波町立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

(2) 本町の現状

本町では、「紫波町教職員働き方改革プラン」、「第2期紫波町教職員働き方改革プラン」を基に、教職員の時間外在校等時間の短縮を目標に掲げ、具体的な取組を進めてきました。前プランにおける目標は、「令和4年度までに時間外在校等時間が月80時間以上の教職員の割合を3割減、月100時間以上の教職員を0人」とし、その結果は概ね達成されました。

「紫波町教職員働き方改革プラン」における目標

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
時間外在校等時間月80時間以上延べ人数（対年々比）	10人(11.2%)	0人(皆減)	0人
時間外在校等時間月100時間以上の延べ人数	0人	0人	0人

一方で、第2期プランで設定した「時間外在校等時間が月45時間以上の教職員を150人以下とする」という目標については、令和6年度実績で303人、令和7年度10月末時点で276人となり、目標値を大きく上回る結果となっています。

「第2期紫波町教職員働き方改革プラン」における目標

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
時間外在校等時間月 45時間以上延べ人数	241人	303人	276人(令和7年10 月末現在)

なお、令和2年1月以降の新型コロナウイルス感染症の拡大により、一時的に学校活動は制限され、結果として教職員の時間外在校時間は大幅に縮小しました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の状況が収まるにつれ、学校活動が感染症拡大以前の水準に戻ると、時間外在校等時間は大幅に増加しました。

時間外在校等時間における月45時間を上回る割合の推移を見ると、小学校は概ね横ばい、中学校は増加傾向にあり、これまでの取組に加え、時間外在校等時間を削減する新たな方策が必要です。

【時間外在校等時間の推移】

月80時間を上回る割合（月80時間以上の年間延べ人数/年間延べ人数、％）

	R02	R03	R04	R05	R06
小学校	0.5	0.0	0.0	0.1	0.0
中学校	0.1	0.0	0.1	1.5	1.4
全体	0.4	0.0	0.0	0.5	0.5

月45時間を上回る割合（月45時間以上の年間延べ人数/年間延べ人数、％）

	R02	R03	R04	R05	R06
小学校	7.6	7.6	11.7	11.5	12.3
中学校	15.3	6.7	15.8	16.2	21.4
全体	10.0	7.3	13.2	13.1	15.5

以上を踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する当別措置法第8条に基づき、本計画を策定します。

2 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

プランの成果と課題を踏まえると、時間外在校等時間月 80 時間以上の割合は大幅に改善されましたが、時間外在校等時間月 45 時間を超える教職員の割合については改善が十分でないため、引き続き本計画でも目標項目として取り組みます。

【目標値】

1 か月時間外在校等時間が 45 時間を超える教職員の割合

- ・ 小学校 0%
- ・ 中学校 0%

各年度における達成目標

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
小学校	10%	7%	3%	0%
中学校	15%	10%	5%	0%

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

教職員の心身の健康確保や教職の魅力向上のため、ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標を設定します。

【目標値】

- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合 8%未満
- ・ ストレスチェックにおける「仕事や生活の満足度」 平均値 3.5 以上

3 計画の期間

本計画は、「第2期紫波町教職員働き方改革プラン」（令和5年度～令和7年度）の次期計画と位置づけし、計画期間を令和8年度から令和11年度までの4年間とします。

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

以下の各項目は、学校以外や教師以外が担うべき業務、教師の負担軽減を促進すべき業務等に分類して見直しを進めます。

【学校以外が担うべき業務】

ア 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

各小学校に登録しているスクールガードボランティアによる登下校時の見守り活動を強化します。具体的には、学校運営協議会を通じて、スクールガードボランティアと学校が時程表や活動内容を共有し、教職員との諸連絡を簡略化し、双方の負担を軽減します。

イ 地域学校協働活動に係る関係者間の連絡調整等

町に配備しているＣＳコーディネーターによる関係者間の連絡調整等を強化し、さらなる改善を図ります。具体的には、総合的学習の時間や地域学校協働活動における講師や地域団体、他校や各部署との連絡調整を一元化して情報共有を行い、必要な事務手続きの代行も含めて学校の負担を軽減します。

ウ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等への対応

学校で対応が困難な過剰な苦情や不当な要求については、対応マニュアルを作成し、最終的に教育委員会が対応する体制を整備します。

【教師以外が積極的に参画すべき業務】

エ 調査・統計等への回答

町からの調査依頼等は、回答作業の負担がすくなくなるよう内容を精査するとともに、校務支援システムや電子媒体を活用して、学校の負担を軽減します。

オ ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

ICT機器・ネットワーク設備は、保守委託事業者及び教育委員会事務局主管課が主として、日常的な保守・管理を行い、トラブルや問い合わせには、迅速に対応して学校運営に支障が出ないように努めます。

カ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理

学校施設の保守点検は、委託事業者が実施し、日常的な点検・管理は、学校用務員が担当することで教職員の負担を軽減します。また、施設の修繕や不具合対応は、教育委員会事務局主管課が行います。

キ 校舎の開錠・施錠

職員用通用口の施錠については、デジタル技術を導入し、教職員の鍵管理の負担を軽減します。

ク 部活動

原則として、休日の全ての部活動を地域展開することを目指します。平日の部活動についても、活動時間等の適正化を図ります。

【教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務】

ケ 授業準備

授業準備には、スクールサポートスタッフやスクールヘルパーを配置し、授業支援を行います。

コ 学習評価や成績処理

学習評価や成績処理でもスクールサポートスタッフ等を起用し、校務支援システム自動採点技術を活用するなど、採点業務や成績処理等に係る事務負担を軽減します。

サ 支援を要する児童生徒・家庭への対応

児童生徒の課題に応じて養護教諭のほか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医療的ケア看護職員、医療福祉関係者等と連携し、情報共有と連絡調整を行い、児童生徒及びその家庭を支援します。また、就学前児童については幼稚園等との連携やこども家庭センター、教育支援センター、障害児支援施設等との情報共有を進め、子どもの成長に合わせた一体的な支援を進めます。

(2) 学校における措置の推進

ア 教育課程における年間総授業時数等の適切な設定

各学校の教育課程については、年度当初の計画段階で真に必要な年間総授業数や週当たり授業時数となるよう適切に設定します。

イ 当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し

日課表の中において効果が見込めない形骸化した活動や清掃・放課後活動などを見直し、日課表の設定を工夫します。

ウ 校務D Xの推進

デジタル技術を活用して校務の効率化を推進します。

エ 勤務時間外の電話対応

勤務時間外の連絡については、留守番電話機能や電話の録音機能を全学校に設置し、勤務時間外の対応負担を軽減します。

(3) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

ア 定期健康診断及びストレスチェックの実施

教職員全員を対象に定期健康診断を実施するとともに、ストレスチェックを行い、分析結果を職場改善に活用します。

イ 定時退校日及び一斉退校目標時間の設定

各学校で定時退校日及び一斉退校の目標時間を毎年度設定します。

ウ 学校閉庁日の設定

夏季休業等の一定期間を「学校閉庁日」として、学校業務を行わない期間を設定します。

エ 年次休暇取得の推進

年次休暇取得を促進し、まとまった日数を連続して取得できる取組を進めます。

5 今後のフォローアップについて

目標達成状況と取組の着実な実行を図るため、教職員の時間外在校等時間を毎月把握し、取組状況は毎年度、教育委員会において確認します。目標達成や進捗状況に課題があれば、当該学校に聞き取りや指導等を行います。特に、時間外在校等時間が長時間の教職員がいる学校や、ストレスチェックにおいて高ストレス者が多い学校には、速やかに支援・指導を行い、改善を図ります。

また、本計画における取組を進める中で、進捗状況や課題等を鑑み、必要と判断した場合は、本計画の見直しを検討します。

本計画の周知を各学校で徹底するとともに、校長をはじめ管理職のリーダーシップの下で学校運営協議会等の協議も踏まえ、本計画の基づく働き方改革の取組を実施します。教職員の時間外在校等時間は、町のホームページで公表し、本計画の取組状況は教育委員会定例会及び総合教育会議で報告します。
